

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十八号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	
講習	に つ 九 百

附則第一項中「に限る。」は「を」のうち

一時間 受講のと いて千 円	

に係る部分に限る。」は「に改める。」

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。